

川口市景観形成委員会条例

(設置)

第1条 本市における良好な景観の形成及び適正な屋外広告物の表示等の推進に関し必要な事項を調査審議するため、川口市景観形成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 川口市景観形成条例（平成19年条例第26号。以下「景観条例」という。）又は川口市屋外広告物条例（平成19年条例第27号。以下「屋外広告物条例」という。）で定めるところにより委員会の意見を聴くこととされ、又は聴くことができることとされた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における良好な景観の形成又は適正な屋外広告物の表示等の推進について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、景観又は屋外広告物に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、特別の事項について専門的知識を有する者のうちから、調査審議すべき事項を明示して、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の規定のうち、景観条例に係る部分にあつては平成19年10月1日から、屋外広告物条例に係る部分にあつては屋外広告物条例の施行の日から施行する。